○国土交通省告示第二百八十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	区間	敷地の幅員
近畿自動車道名古屋亀山線	道路の区域	延長（メートル）
	区	最大（メートル）　一〇
	大府市共和町別岨九番二八から同市共和町別岨九番二六まで	最小　九
		四三
	名古屋市緑区大高町字茨谷山一番五四から同市緑区大高町字水主ヶ池一番一まで	最大　一五四 最小　一〇
		七二三

○国土交通省告示第二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年一月十四日国土交通省告示第四十一号流山都市計画下水道事業市野谷調整池

三　事業施行期間　自平成十五年一月十四日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第二百八十七号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百六十四条の十五第四号の規定に基づき、航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

第一条の表区分の欄中「常時作動させてはならない電子機器」を「離陸のため航空機のすべての乗降口が閉ざされた時から着陸の後降機のためこれらの乗降口のうちいずれかが開かれる時まで作動させてはならない電子機器」に改める。

○海上保安庁告示第七十四号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、名古屋船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名古屋船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示

（名古屋船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第一条　名古屋船舶通航信号所に関する告示（平成六年海上保安庁告示第七十一号）の一部を次のように改正する。

電波の型式、周波数及び空中線電力若しくは海岸局識別又は電話番号、ファクシミリ番号若しくはインターネット・ホームページアドレスの項中「、ファクシミリ番号」を削り、同項通報用の項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

通報に使用する用語の項、通報事項の項及び通報時間の項中「、ファクシミリ」を削る。

（小樽船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第二条　小樽船舶通航信号所に関する告示（平成二十年海上保安庁告示第百七十七号）の一部を次のように改正する。

海岸局識別の項中「〇〇四三一〇一二〇（知駒送受信所）」を「〇〇四三一〇一二〇（知駒送受信所）　〇〇四三一〇一二一（函館山送受信所）」に改める。

（東京湾海上交通センターが運用する観音埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第三条　東京湾海上交通センターが運用する観音埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、ファクシミリ」を削る。

第七条中「、ファクシミリにあってはファクシミリ番号」を削る。

別表中「ファクシミリ」の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十三年三月二十日から施行する。

○防衛省告示第四十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年三月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

期間	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域	足摺岬沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空 (ア)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒 (イ)　北緯三二度三八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒 (ウ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒 (エ)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒 (オ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
その他	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年三月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

期間	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域	北陸前沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一二、〇〇〇メートルまでの間 (ア)　北緯三八度五一分一一秒　東経一四二度二一分四七秒 (イ)　北緯三八度四四分一一秒　東経一四二度三一分四七秒 (ウ)　北緯三八度二一分一一秒　東経一四二度〇九分四七秒 (エ)　北緯三八度二八分一一秒　東経一四一度五九分四七秒
その他	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。